

電子契約事業者説明会 質問と回答

#	分類	質問	回答	
1	システム関係	弊社から浦安市に別の電子契約システム（クラウドサイン以外のシステム）で電子契約締結はできますでしょうか？	クラウドサイン以外の電子契約システムを利用した電子契約の締結には対応しません。本市システムの利用をお願いします。	
2		弊社では、契約書締結において決裁までいくつか審査ルートの設定が必要となりますが、受信者側で承認審査ルートの設定はできますか？	受信者側で承認審査ルートの設定を行うことは機能としてありませんが、承認者に対して転送を行うことは可能です。	
3	メール関係	契約書確認依頼メールの送信元アドレスを教えてください。（どのアドレスからメールが届きますか？）	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは、support@cloudsign.jpとなります。	
4		担当者をグループアドレスで登録することは可能でしょうか？	グループアドレスでも問題はありません。	
5		電子契約用メールアドレス確認書に提出するアドレスは2つとも同じアドレスで大丈夫ですか？	担当者と契約締結権限者が同一人であれば、同じアドレスを使用することは可能です。	
6		現在、部内共通のメールアドレス（複数名が閲覧できるアドレス）と、個人にひもづいたアドレス（社員異動のたびに登録変更が必要なアドレス）しかありません。このため、メールアドレスで認証を行うという仕組みについては不安を感じたのですが、まずは電子契約用のメールアドレスを新たに作成した方が良いですか？	電子契約用のメールアドレスを新たに作成いただいてもかまいませんが、現在ご使用になっている個人のメールアドレスも利用可能です。	
7		受注者側のメールアドレスは、担当者と承認者のご説明がありましたが、担当者と承認者を案件ごとに変えてもよいですか？	案件ごとに担当者と契約締結権限者を変更いただくのは可能です。	
8		浦安市のフォーマット「電子契約用メールアドレス確認書」は具体的にどこにアップされますでしょうか？	浦安市ホームページ（電子契約の導入について）にアップロードします。	
9		誤ったメールアドレスを伝えてしまった場合はどのような対応になりますか？	契約締結依頼のメールが届きませんので、再度正式なメールアドレスで送り直していただく必要があります。	
10		権限者関係	契約締結権限者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）という理解でよろしいでしょうか？	契約締結権限者は各社のルールに則り、ご判断下さい。
11		契約書関係	PDFの印刷はできますか？	印刷は可能です。印刷された紙には捺印も電子署名も施されないため、契約書の写しにしかありませんのでご了承ください。
12	タイムスタンプをPDF上の契約書等に表示させることは難しいでしょうか？		タイムスタンプは不可視なため、PDF上に表示させることはできませんが、擬似的な押印を設置することは可能です（法的効力はありません） https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2642815	
13	クラウド上に保管されたPDFの管理はどのようにしたらよいですか？		電子署名が施されたPDFであればどこで保管いただいても契約書の有効性という点においては問題ありません。なお管理方法については、各事業者においてご検討下さい。	
14	PDFファイルの保存はUSBでも大丈夫ですか？		電子署名が施されたPDFであればどこで保管いただいても契約書の有効性という点において問題はありません。	
15	クラウド上のPDFの削除などの権限はありますか？		クラウドサインで締結した書類データは、原則削除することはできません。	
16	Adobe Acrobat Reader以外でのPDFリーダーでも電子署名は確認できますでしょうか？		電子署名の確認は、Adobe Acrobat Readerでのみの確認となり、それ以外のPDFリーダーでは確認できません。	

電子契約事業者説明会 質問と回答

#	分類	質問	回答
17	契約書関係	過去の契約実績を証明するのに契約当事者双方が押印をした契約書面を印刷して提出するケースがありますが、電子署名で契約の取り交わしをした際、契約書面には双方の押印がありません。契約締結を証明するにはどうしたらよいですか？	クラウドサインのフリープランにご登録いただく必要がありますが、クラウドサイン上に保管されている各契約書について合意締結証明書をダウンロードすることが可能となっておりますので、合意締結証明書とPDFの印刷を提出していただければ問題はありません。
18		契約書を実績として他の自治体への入札参加時に提出する際、浦安市と電子署名がなれされていることは、PDF印刷物で確認可能ですか。	署名パネルをスクリーンショット等で写していただくか、合意締結証明書で確認が可能です。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219